

# 環境トピックス



■問い合わせ先■ 環境課 ☎(32)8898

## 6月は不法投棄防止重点監視月間

県では廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄防止重点監視月間を設定しています。不法投棄は生活環境の保全や景観に支障を与えるばかりでなく、原状回復に多大な費用と時間を費やすため、未然防止と早期発見・早期対応が極めて重要です。

また、不法投棄の被害に遭い、その行為者が不明な場合、処分にかかる費用などは土地の所有者が負担することになります。山林や雑種地などを所有している場合は、不法投棄防止の看板や進入防止用のロープを設置するなどの未然防止や、定期的な確認による早期発見に努めましょう。

## 【行政カレンダーについてのお知らせとお詫び】

行政カレンダーの記載に誤りがありました。石橋A地区の6月25日は資源物の回収を行いません。

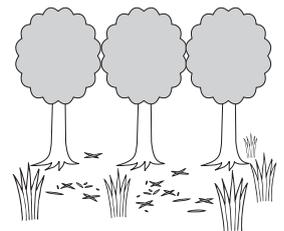
## 市営墓地の管理状況をご確認ください

夏季は雑草などが成長する時期です。市営墓地をお持ちの方は個人区画内の清掃、お供え物や塔婆、骨箱の片付けなど、適切な管理をお願いします。

また、所有者や住所などの変更、工事や埋葬・改葬などを行うには手続きが必要です。手続きされる際や、ご不明な点がありましたら環境課までお越しくください。

## 6月は環境月間

6月5日は「環境の日」です。これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国際人展環境会議を記念して定められました。国連では、6月5日を「世界環境デー」と定め、日本でも環境基本法において「環境の日」と定めています。環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため、この日は世界各国で様々な行事が行われています。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。



## 指定ごみ袋制度に関するよくあるお問い合わせ

### 袋が破れてしまう

指定ごみ袋の厚みには数種類あります。店舗により取り扱う品物が異なるため、販売店舗にご確認ください。

### 草や落ち葉も指定ごみ袋で出すのか

草や落ち葉を出す場合は、市販の透明・半透明の袋、指定ごみ袋のどちらで出しても問題ありません。

※草花や落ち葉、小枝の日にし出せない植物(繊維質・毒性があるなど)などは、指定ごみ袋の除外品目です。

※他のものやすしかないごみと混ぜて出す場合は、指定ごみ袋の使用が必要です。

## 不用品リサイクル情報(無償貸与)

市では、不用品リサイクル情報を提供しています。

### 〈譲りたい〉

ポータブルトイレ、電子オルガン、猫用トイレ・猫用こたつ・猫用自動給餌機、ひな人形(七段飾り)、チャイルドシート、ベビーカー、蓋付きごみ箱(45L黒・白)

### 〈譲ってほしい〉

電気ストーブ、扇風機、ノートPC、タブレットPC、冷蔵庫、液晶テレビ、電子レンジ